

いかた 議会だより



令和3年(2021年)6月号
発行 愛媛県 伊方町議会
編集 議会だより編集委員会
電話 0894(38)2662

Vol.64

「全国町村議会議長会定期総会」において、

【吉谷友一 前議員】【菊池隼人 議員】

15年以上在職し功労のあった議員として表彰されました。



今回の主な内容

第53回臨時会報告	P 2
3月定例会の動き	P 2～3
いっぱん質問	P 4～7
委員会(協議会)報告	P 7
第54回臨時会報告	P 8

第53回臨時会が開催され、上程された議案は、すべて原案のとおり可決されました。

町道宇和海線道路改良工事（4工区）請負契約の変更締結

契約の相手方 藤川建設有限会社
 変更前 88,550,000円 → 変更後 94,441,000円
 変更理由 事業量変更による増額

町道塩成港線道路改良工事請負契約の変更締結

契約の相手方 藤川建設有限会社
 変更前 54,340,000円 → 変更後 60,000,000円
 変更理由 事業量変更による増額

令和2年度 伊方町一般会計補正予算（第9号）

補正額 1,054千円 補正後 10,539,232千円

伊方町国民健康保険九町診療所医療機器の取得

取得価格 56,430,000円 取得の相手方 有限会社 大洲医療器械（大洲市）

副町長の選任

濱松 一良氏（松山市）

3月定例会の動き

令和3年3月9日～16日

第64回定例会が、開催され、条例14件、専決予算1件、補正予算9件、当初予算11件、その他6件は、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

【主な決定事項】

条 例

伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定

パートタイム会計年度任用職員制度に係る期末手当の支給月数の見直しを行うための改正

伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定

子ども医療費助成の対象範囲を拡充するための改正

伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定

伊方町第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定による介護保険料の改定に伴う改正

伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴う改正

伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う改正

伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正

伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う改正

伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定

浄化槽法の一部を改正する法律の施行に伴う改正

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整理を行うための改正

伊方町道路新設改良工事基金条例制定

安心・安全で快適な生活環境の構築を図る生活道路新設改良の財源に充てる基金を設置するための制定

伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金条例制定

安心・安全で快適な生活環境の構築を図る生活道路新設の財源に充てる基金を設置するための制定

伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例を廃止する条例制定

伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金の設置目的による処分が完了したことにより廃止するための制定

伊方町居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定

伊方町居宅介護支援事業所を廃止したことにより条例を廃止する制定

伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定

機構改革に伴う伊方町事務分掌条例の見直しを行うための改正

専決予算

町長の専決処分事項報告（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第10号））

補正額 6,237千円 補正後の額 10,545,469千円

補正予算

（単位：千円）

会計名	補正額	補正後
一般会計（第11号）	80,084	10,625,553
国民健康保険特別会計（第4号）事業勘定 直営診療施設勘定	△ 33,463 △ 28,286	1,620,689 511,694
学校給食特別会計（第1号）	△ 2,873	28,376
後期高齢者医療保険特別会計（第2号）	△ 2,220	180,153
介護保険特別会計（第3号） 保険事業勘定 介護サービス事業勘定	△ 12,068 △ 789	1,375,498 14,145
公共下水道事業特別会計（第2号）	△ 10,729	275,477
小規模下水道事業特別会計（第1号）	△ 6,671	63,361
特定地域生活排水処理事業特別会計（第1号）	△ 8,902	35,480
水道事業会計（第4号） 収益的支出 資本的支出	1,014 △ 15,267	373,877 134,845

当初予算

令和3年度伊方町一般会計及び10特別会計

広報いかた5月号に詳細を掲載

その他

伊方町新町建設計画の変更

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、新町建設計画に基づく合併特例債の発行期間が5年間延長されたことに伴う変更

伊方町第2次総合計画後期基本計画の策定

伊方町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための伊方町第2次総合計画後期基本計画を策定

八幡浜地区施設事務組合規約の変更

構成市町の普通交付税に係る合併算定替の適用期間の終了に伴い、令和3年度以降における消防に係る関係団体の負担割合の計算方法を継続させることを明確にするための改正

議会運営委員会の閉会中の継続調査

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査

議長の動き（主な内容）

2月	1日	全国原子力発電所立地議会サミット・オンライン会議
	4日	伊方町串ヘリポート見学会
	7日	町成人講座
	12日	愛媛県後期高齢者医療保険広域連合議会定例会（松山市）
	28日	町生涯学習推進大会
3月	23日	八幡浜地区施設事務組合議会定例会（大洲市）
	24日	愛媛県市町振興協会評議委員会（松山市）
	28日～30日	全国原子力発電所立地議会サミット会議（新潟市）

いっぱん質問



末光勝幸議員

大綱1 犯罪被害者等支援条例の制定について

問

犯罪被害者等支援条例の制定について、日常生活において、安心して安全に暮らせることは最も大切です。仮に私が犯罪に巻き込まれ、身体に傷害を負ったとしても、その補償は医療保険に加入していれば補償を受けることができますが、第三者傷害として加害者に請求することになる。

加害者に資力がなければ、泣き寝入りになる。国においては、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、平成20年には「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正され、平成28年には「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

犯罪被害者等支援条例を制定し、町民が安心して安全に暮らせる伊方町独自の施策と支援の集合体をスピーディーに実現していくことは、多額の財源を必要とするものでもなく町の発展に繋がるものだと確信しています。町長の見解を伺う。

答

本町においては、平成24年8月に「伊方町犯罪被害者等支援要綱」を制定し、犯罪被害者等基本法に基づき町の支援策について必要な事項を定めている。

要綱は、第3条で、関係各課及び関係機関との連絡調整や犯罪被害者等からの相談の対応、支援に関する情報の提供その他、犯罪被害者等の支援を行う窓口を総務課に置くこと定めている。

第4条では、町が実施する支援の内容として、犯罪被害者等が直面する問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うために援助に精通している者を紹介すること。

犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な情報提供を行うこと。

犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった場合の住居の安定を図るため、公共住宅等の入居に際して配慮を行うこと、そのほか、情報提供や理解促進の

ための広報活動、情報収集等の活動に取り組むこととしている。

現在、金銭の給付を伴う独自の支援策は定めていない。しかし、公共住宅等の入居に際して配慮を行うことを制度化している自治体は、県下では、本町を含めて3自治体のみである。

国が行っている犯罪被害者への損害回復・経済的支援等への取り組みは、令和2年度版犯罪被害者白書によると、損害賠償請求についての援助として「日本司法支援センター」いわゆる「法テラス」における無料の法律相談や経済的な余裕のない方への民事法律扶助制度など、年ごとに民事裁判等への支援拡充をしている。

損害賠償金の支払いに関しては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者に被害回復給付金として支給するための手続きが行われており、平成30年度は年間15件、開始決定時の給付資金総額は5億5千万円という状況である。

犯罪被害給付金制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき国が給付金を支給するもので、遺族給付金として最大2,964万円の重傷病給付金は120万円、障害給付金が最大3,974万円支給されますが、令和元年度までの裁定は11,225人の被害者に対し333億1千万円が決定されている。

国と地方自治体が一体となつて犯罪被害者等への支援策に取り組むことの必要性は十分に認識をしているが、町独自に金銭的な給付制度を行うことの必要性については、国県の動向や他市町の動きを把握しながら慎重に判断すべきと考えている。

(町長)



木嶋英幸議員

大綱1 新型コロナウイルス感染症等について

問

世の中を震撼させているコロナ感染症が国内でも人口の多い都市圏を中心に増加の一途を辿っております。その上、ヨーロッパからの新種も感染し始めてい

ます。愛媛県でもかなりの陽性者が出てまいりました。今年に入り町内にも感染者が出たり、近隣の市町ではクラスターも出始めました。先日、プロバスケットボールの公式戦が当町のスポーツセンターで行われ、同施設は中学校と併設し同一敷地内にあります。試合当日は、バスケットボール部員も補助員として駆り出されています。事前に先生、生徒、父兄など学校関係者との話し合いをしたのか、どういう流れでどんな判断で実施したのか又、学校施設などへの配慮はどの様にし、公式戦終了後のアフターケアはどうされたかも併せて伺う。今のこの時世でスポーツイベントなどで明るい話題を提供することは、私自身も賛成ですが、今回に関しては子供達への配慮、殆どのイベントを中止してきた中で開催の後、こんな状況の際の判断基準をどのように考えているのかを伺う。

又、町内の医療施設従事者などへのバックアップは、町として現在及び今後の予定はあるのか、ワクチンの開発は進んで、現在は、日本国内でも接種している方ができました。このような時に、病床不足が叫ばれている昨今、近隣との情報共有をしながら、町として住民が不安解消できる施策を講じなければならぬと思うが、どのような準備やシミュレーションを行っているのかを伺う。

答

「医療施設従事者等へのバックアップなど対応予定について」は、愛媛県では、発熱等の症状がある方が、かかりつけ医等に相談、受診し、必要に応じて新型コロナウイルスの検査を受けられる体制整備のために、診療・検査医療機関を町内に3医療機関指定をしている。

医療施設従事者等へのバックアップは、厚生労働省の事業を活用した慰労金の給付や感染拡大防止のためのオゾン発生器などの備品購入。

また、マスク、フェイスシールド、手袋及びガウンなど、個人防護具の購入の取り組みを行っている。今後も状況の変化を注視しながら、適宜適切に対応をしたいと考えている。

次に、「ワクチン接種について」は、新型コロナウイルス対策の切り札として、国、県、市町村一丸となり、町民の皆様が安心してワクチン接種を受けていただけるように、接種体制確保に向けて準備を進めている。

接種対象者は、国から接種順位が示され、現在、医療従事者の先行接種が行われている。

ワクチンの到着次第となるが、3月下旬から医療従事者、4月以降に65歳以上の高齢者、その後、基礎疾患のある方、高齢者施設の従事者、その他の方と順次接種予定とし、接種料は無料。

これらの情報は、町のホームページ上で提供中です。町では、町内医療機関との協議を進め、個別接種と集団接種の併用を検討している。対象者には、個別に接種券を送り、優先接種上位の高齢者に対し、3月中旬以降に郵送にてお送りする予定です。

また、接種の予約を受け付けるコールセンターを、3月末までに設置予定としている。

接種会場や接種日程等、具体的なことが決定したら、その都度、広報やホームページ・八西CATV等でお知らせします。

国では、新型コロナウイルスに関する厚生労働省の電話相談窓口、「厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター」が開設をされており、ワクチンの情報や予想される副反応等さまざまな問い合わせに無料で応じている。

町の保健センターでも、問い合わせの対応をしている。

さらに、2月末に、中央保健センターを関係係局による「ワクチン接種推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、今後、集団接種会場への送迎や会場での受付・誘導などの接種計画を検討し、ワクチン接種の迅速かつ円滑な実施に向け適切に対応をする。

(町長)

答

プロバスケットリーグ公式戦はコロナ禍での開催となり、町外・県外からの観戦が見込まれるため、開催に向けて、慎重に事前協議を重ねた。

主催者であるオレンジバイキングスは、国が示す「スポーツイベントの再開に向けた感染予防ガイドライン」に加え、Bリーグ独自の感染予防対策ガイドラインも盛り込んだ徹底的な感染予防対策を講じ、県内の感染状況により、チケット販売後も無観客試合開催もあり得る想定で準備を進めました。

試合当日は、観客席を半数以下にし、最大3000人の入場制限、徹底した消毒と、ソーシャルディスタンスの確保、万が一感染が発生した場合、入場者全員の連絡先把握など、ガイドラインによる運営が徹底され、職員もその様子を確認している。

1月の公式戦時には、試合会場のボランティアとして、地元伊方中学校のバスケット部員が参加している。

直接オレンジバイキングスから伊方中学校に協力依頼があり、徹底した感染予防対策を行う旨を部員たちには、顧問の先生から直接説明し、保護者には文書で知らせ、承諾を得る形で希望者を募った。

保護者の理解と承諾を得た部員が会場の運営に活躍した。

当日は、主催者の担当スタッフが、中学生部員たちに、選手や観客との接触を極力避けるなど、細かく動きを指示し、感染予防に細心の注意を払っており、部員たちも協力している。

また、公式戦終了後のアフターケアについては、万が一来場した方から感染が判明された場合に備え、迅速に対応するため、公式戦後の一定期間は、主催者側との連絡体制をとり、結果的に町内に感染者の発生情報はなかった。

試合会場となった伊方スポーツセンターは指定管理者により徹底した感染予防対策を日常から実施し、体育の授業や部活に安心して利用できる状態が保たれていた。

今後のスポーツイベント開催の判断基準については、国のガイドライン等が適正に運用できるかどうかが一つの判断基準となっている。参加者の居住範囲や年齢層などを考慮し、イベントごとに実行委員会や各種団体との協議を行い、既に行われているプロスポーツ、類似イベント等を参考にしながら随時判断する。

コロナ禍が一刻も早く終息することを願い、より多くの町民がスポーツを楽しむ機会を設けたいと考えている。

(教育長)

大綱2 三崎高校町営寄宿舎について

問

三崎高校の存続には先生、生徒、町が一体となって取り組み、関東からも沢山の入学生が来ていただいた。受け入れ環境に不可欠な寮も町長の英断で、町営の寮が4月から稼働する運びとなり感謝している。私も何とかできないものかと、県の教育委員会と何度も話をし、県営の寮ができぬ理由を聞き、町営であれば県の教員住宅の土地を提供してもいいよとの約束をした。これにより、高校の存続だけでなく、三崎地区に高校生が入ることによって経済効果も反映され、若者の育成にも光が見えてくる思いで、来年度開始するのが非常に楽しみでした。ところが、生徒にとっとならみのかつである寮食の事が話題に出てこざうなっているのかと気にかけていたところ、2月1日付で教育委員会から一般競争入札の公募が出た。条件としても寮は町営所であるところ、高校は、県営であっても寮は町営である。町の経済効果なども考えると町営であれば、優先的に町内業者に向けて公募をしなければならぬのか説明をお願いする。

また、寮建設が決まった時点で寮食が必要なことは分かるはずである。この大きな事業を一ヶ月程で公募し、スタートするのは準備にかなりの無理が生じる。早い段階で町内に限定して募集を掛け、参加者がいない場合に

は、県内に拡げるといふやり方はできなかったのか。コロナ禍で経済は落ち込み、中でも飲食業は特に酷い業種となっております。こんな折にどうして町は町民に手を差し伸べてあげようとしなのか。町営の寮を建てることに携わった私としては、非常に残念で悔しい思いである。町役場は、町民のために汗をかき知恵を出す所ではないか、経緯と今後の運営について伺う。

答

公募するうえでの前提として、1点目、寄宿舎の設置に関する条例が必要となる。施設の設置には、原則として利用できる状態になっていることが必要であるとされているが、本年2月26日の工期内完成に目途がつき、昨年12月の第63回定例会にて、三崎高等学校町営寄宿舎設置条例の制定について提案し議決をいただいた。

2点目として、予算が必要となります。このため、先ほどの条例と合わせて、一般会計補正予算第8号で、運営に関する業務委託料相当額を限度額とした債務負担行為の補正を含め議決をいただき、これらを踏まえたうえでの公募となり、令和3年度町営寄宿舎給食調理業務について、標準的な入札手続き期間を確保する必要があるため、入札期日を2月26日とする制限付一般競争入札の広告を2月1日に行った。

議員ご指摘のとおり、町内業者優先の考え方でしたが、入札手続き期間と4月からの供用開始を勘案し、町内業者も応札可能となる県内業者としました。去る2月26日に実施した入札の結果、町内業者が受託し、4月からの給食開始に向けて、生徒への安全安心な給食提供の準備を進めています。

次に、町の寄宿舎である未咲輝寮は、県の速水寮との併設といった特殊な事情にあり、運営については、三崎高校との連携を密にして、生徒が安心安全に生活できるよう進める。

(教育長)



福島 大朝 議員

大綱1 人口減少対策について

問

日本の現在の人口は、1億2,427万人で昨対マイナスイナス50万人減と11年連続減少という1月のニュースが発表されました。伊方町も、総合計画で

いっぱん質問

将来人口を予測し、なだらかに減少させようとする努力していると思う。人口問題研究所が発表している45年後の伊方町の人口は目を覆いたくなるような数字である。2060年には人口が3,286人と予想されている。町の人口は、1月31日現在8,892人とのことで、4年間で1,000人余りの減少をしている。町の計画より少し減少が進んでいる。

ここ数年、私の地区でも空き家が増え、近所の方から、都会の息子のところに引っ越すと挨拶や今年3月に息子が帰ってくるかと報告があった。また、子供ができて将来学校の問題もあり、八幡浜市に家を建てようかという相談もありました。伊方町には、若者定住促進の政策があるので、役場に相談したらとアドバイスをしました。割と皆さん知らないのではないかと感じました。地方は若い人が流出することで町の力が弱まりました。若者が安心して住み続けられるまちづくりが必要だと思つた。

また、コロナ禍の影響で地方が注目され、都心への一極集中から人は地方に動いているともいわれます。大手企業も本社を安い賃金の地方に移転する動きもあります。コロナ禍が収束してもリモート会議、商談といった流れは、今後も続いていくと思われる。100年に一度といわれるコロナ禍のピンチをチャンスと捉え、企業誘致、移住、定住の支援策をしっかりと取り組んでほしい。

さらに、行政だけではなく町民にも参加をしていただき、人口減少問題を仕方がないことと諦めるのではなく、今やれることを真剣に取り組まなければ地域の魅力は益々衰えます。さまざまなニーズや力を持つ住民で対話を積み重ね、希望の共有を図ることである。

未来は私たちがつくる、人口減少を嘆くだけではなく、地域の問題や困つたことを考え改善し、伊方町の将来は希望がある事を積極的に伝え、情報を拡散して興味を持つ事が大切だと思つた。全国の市町村でもこの問題が近々の課題だと思つた。伊方町でもいろいろ取り組みをしていると思つた。

- 1点目、定住促進の取り組みと成果。
 - 2点目、企業誘致の取り組みと成果。
 - 3点目、学校統廃合計画。
- 以上、3点について伺う。

答

「人口減少対策」は、令和2年3月から第2期計画の「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、「人口減少スピードの抑制」と「人口構造の若返り」を最重要テーマに、27の事業の取り組みを進めている。

総合戦略において、「定住促進」、「企業誘致」の取り組みも行っており、2060年の人口の予想である3,286人を、5,000人程度までに抑えることを

目標として各種事業に取り組んでいる。

まず、1点目の「定住促進の取り組みと成果について」は、総合戦略の主な事業として、まず「住宅及び用地の確保事業」がある。

住宅用地は、「若者定住促進新築住宅建設補助金」の事業として、今までに湊浦地区に5戸と加周地区に1戸の町有地を整備分譲した。

また、「空き家バンク」を設立し、空き家所有者と住宅利用者の繋ぎ役を行い、これまでに10件の成約がある。

今年度から、空き家を所有者から借り上げて改修をし、移住者に貸し出す事業、「移住定住促進空き家活用事業」を開始した。

さらに、町内在住者の転出抑制を図るために、町民の新築及び改修に対し、奨励金を交付する「定住促進奨励金」も今年度から実施し、現在までに12件の利用があった。

総合戦略の二つ目として、UIJターナーの獲得に向けた体制を構築する「移住・就業体験の事業」では、移住体験住宅の整備、相談窓口の設置、移住定住相談会、受け入れ態勢の充実等に取り組んでいる。

移住体験住宅の整備は、二見小学校跡地を改修した短期宿泊施設亀ヶ池物語があり、今年度はコロナの影響により利用者が減少したが、令和元年度は、延べ340名が利用。

また、一定期間住み込みで町を体験する住宅として、二名津地区の旧診療所医師住宅を改修した「お試し暮らし体験住宅」を運営し、移住希望者が住む場所や住宅を探す場合に利用し、冬場はアルバイトの宿泊所としても活用している。

関西や関東で開催する移住フェア相談会では、年間60名程度の相談があるが、定住への結びつきには至っていない。

東京と大阪に事務所があり本町も会員になっているふるさと回帰支援センターの紹介で、三重県出身のご夫婦が、現在瀬戸地域で柑橘栽培農家として就農されている。

総合戦略の最後は、「地域おこし協力隊の導入」で、現在、漁業振興、まちづくり、合宿誘致、鳥獣害対策、公営塾などで9名が活躍中。

昨年退任した地域おこし協力隊員OBの一人は、瀬戸アグリトピアの指定管理業務を受託し、もう一人は瀬戸地区にご夫婦で農業を営んでいる。

また、人口減少を抑制するための重要な要素は、いかに町民の皆様が町づくりに参加していただくかに掛かっていると思つている。

町と町民、各種団体が共通の目的意識の下で地域を盛

り上げていくように努力を重ねる。

そのためのきっかけづくりとして、「元気わくわく事業」の創設をした。この事業は、地区又は地域の有志による団体が地域を活性化させるための新しい事業に対し費用の一部を補助するもので、本年度は二名津地区等で活用している。

様々な取り組みを通して、少しでも人口減少の抑制に取り組み。

今後とも、定住促進については、町政の重要課題として取り組む。

次に、2点目の「企業誘致の取り組みと成果」については、総合戦略では、「企業及び研究施設の誘致」として、当初は、本町出身者の企業訪問や大学連携の模索をしていた。

また、愛媛県の企業誘致のホームページに遊休地を掲載し、これまでに数件の問い合わせや訪問があったが、実現には至っていない。

次に、町の知名度向上と県外からの誘客を推進するために、大阪や東京都の本町出身者との連携をとるための組織を作った。関西は「伊方サポーター隊」、関東は「関東伊方ふるさと会」です。関西の伊方サポーター隊は、瀬戸農業公園の風車公園跡地の整備にご尽力をいただき、関東伊方ふるさと会は、昨年1月に設立をした後コロナ禍のため活動ができず、本町出身者の連携の企業誘致の動きは今のところ出ていない。

このような中で、瀬戸アグリトピアの指定管理業務に、地域おこし協力隊員が会社を設立、受託し、運営をしていることは、町内で起業をする一歩であると感じている。また、町では、令和元年度に、町内での創業・起業を促進し、産業の活性化を図ることを目的として、経費の1/2以内、最大300万円を補助する、「創業・起業支援事業補助金」を設けたが、民宿経営など3件の実績があり、移住・定住にもつながるものと期待をしている。

「人は地方に動いている」ことや「コロナ禍によるリモートでの業務」等は、私も強い関心を持っている。本町でもCATV網の光ケーブルが敷設され、既にIT環境は整っていると考えている。

先般、サテライトオフィスの誘致に成功している徳島県美波町へ視察し参考になった。移住と同じように企業誘致も段階を踏むことでハードルを下げ、まずは、本町に足を運んでいただくために、お試しサテライトオフィス等も必要ではないかと考えている。

また、県地域産業活性化協議会の事業や南予地域で実施しているワーケーション誘致推進事業と連携し企業誘致を推進する。

コロナ後の社会の在りようについては、地方への移住

やオフィスの移転を行う個人や企業の増加が予測され、受け入れ体制を整え全国にアピールし迎え入れたいとの考えは、私も一致をすることで積極的に実行する。今後とも各方面にアンテナを張り、情報収集・発信に努める。

それと同時に、伊方町に来ていただくための条件整備にも努めなければならない。既に、地方の市町村間において、都市部からの移住者の誘致が激化している。

本町が、現在持っている豊かな自然や人情味あふれる地域住民の皆様などの資源に加え、伊方町がどのような人を望み、どのようなことをする企業が伊方町にとって良いのかということ議論し、伊方町と企業の双方が「良かった」と言われる企業誘致に結び付けたいと思っている。

(町長)

答

3点目「学校統廃合計画」について、町内の小中学校は、平成31年4月1日、水ヶ浦小学校が伊方小学校と統合したことにより、平成23年度に策定した伊方町学校再編計画が実現し、現在に至っている。

しかしながら、町の人口減少は止まらず、町の出生数は、令和元年度は23名、今年度は、2月末現在で25名となっており、今後も少子化が続くものと予測される。

学校の児童生徒数は、今年度は小学校281名、中学校159名の全体で440名となり、6年後の令和8年度の予測では、小学校202名、中学校145名の全体で347名となり、93名の減となります。

このような現実を踏まえ、教育委員会としては、保護者、中学生、各区長・副区長、各学校の校長・教頭の総計703人を対象に、再編や学校の形態の変更なども含め、これからの学校の在り方について、「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート調査」を実施し、回収率は86.5%で、調査結果の取りまとめの作業を行っている。

学校統廃合計画については様々な考え方があり、伊方町の細長い地形や集落が点在していることなども含め、多方面から検討していかねばならないと考えている。

このアンケート調査の結果も参考に、来年度、学校の再編を含めた検討委員会を立ち上げ、伊方町の宝である子どもたちの将来も見据え、最適な学校の在り方について検討する。

(教育長)

委員会（協議会）報告

月 日	委員会(協議会)	概 要
2月 4日	議会運営委員会	第53回臨時会の運営について
2月22日	議会運営委員会	第64回定例会の運営について
3月 2日	議員全員協議会	1.伊方町新町建設計画の変更について 2.伊方町第2次総合計画後期基本計画の策定について 3.伊方町奨学金返還助成金支給企業等支援補助金交付要綱の改正について 4.地域巡回バス運行計画の見直しについて 5.一般廃棄物最終処分場整備事業（第4次）について 6.子ども医療費助成の18歳までの拡充について 7.第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について 8.伊方町における今後の福祉のあり方について 9.伊方町電気事業経営戦略について 10.伊方町港湾整備事業特別会計の廃止について 11.伊方町地域博物館基本計画の進捗について 12.東京2020オリンピック・パラリンピックへの取り組みについて 13.伊方中学校太陽光発電設備設置事業について 14.伊方町上下水道事業経営戦略について 15.合併処理浄化槽及び下水道事業の宅内配管補助の創設について 16.条例の制定等について 17.繰越明許費について 18.令和2年度伊方町一般会計補正予算（第10・11号）概要 19.令和3年度伊方町一般会計当初予算（案）の概要について 20.その他
3月11日	総務文教委員会 生活福祉委員会 産業建設委員会	令和3年度各会計予算審議（合同委員会）
	議員全員協議会	1.伊方町事務分掌条例の改正について 2.その他
4月26日	議員懇談会	第54回臨時会の運営について

第54回臨時会が開催され、上程された議案は、すべて原案のとおり承認・同意されました。
また、正副議長の選挙及び各常任委員会等の選任が行われ、次のように決定しました。



小泉和也議長



清家慎太郎副議長

議会運営委員会	
委員長	菊池 隼人
副委員長	山本 吉昭
委員	加藤 智明
委員	高月 芳人
委員	木嶋 英幸
委員	吉川 保吉

八幡浜地区施設事務組合議員

高月 芳人 竹内 一則

南予水道企業団議会議員

福島 大朝 中村 敏彦

原子力発電対策特別委員会（議長を除く13名）

委員長 福島 大朝 副委員長 清家 慎太郎

	常任委員会	
	総務文教厚生	産業建設
委員長	高月 芳人	木嶋 英幸
副委員長	菊池 隼人	加藤 智明
委員	田村 義孝	末光 勝幸
委員	竹内 一則	清家慎太郎
委員	吉川 保吉	福島 大朝
委員	阿部 吉馬	山本 吉昭
委員	小泉 和也	中村 敏彦



八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員

田村 義孝

愛媛県後期高齢者医療広域連合議員

小泉 和也

議会改革特別委員会（議長を除く13名）

委員長 吉川 保吉 副委員長 末光 勝幸

【主な決定事項】

専決予算

町長の専決処分事項報告（令和3年度伊方町一般会計補正予算（第1号））

補正額 5,100千円 補正後の額 8,507,009千円

条例

伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定

伊方町議会議員の定数条例の一部を改正する条例及び伊方町事務分掌条例の一部改正に伴う一部改正

町長の専決処分事項報告（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴う一部改正

町長の専決処分事項報告（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定）

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴う一部改正

町長の専決処分事項報告（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の施行に伴う一部改正

人事

監査委員の選任（議会選出）

末光 勝幸 議員

伊方町教育委員会委員の任命

藤川 美喜 氏（川之浜）

その他

議会運営委員会の閉会中の継続調査

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査